

第32回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月10日(金) 午後2時00分から午後4時30分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 18名

| 役職名 | 議席番号 | 氏名 | 役職名 | 議席番号 | 氏名 |
|--------------|------|--------|-----|------|--------|
| 会長 | 19 | 北田 耕平 | 委員 | 8 | 松下 富男 |
| 副会長(会長職務代理者) | 18 | 西田 くみ子 | 委員 | 9 | 奥村 喜美子 |
| 委員 | 1 | 緩利 哲治 | 委員 | 10 | 中島 準一 |
| 委員 | 2 | 林田 清光 | 委員 | 11 | 田村 正弘 |
| 委員 | 3 | 田畑 啓之助 | 委員 | 12 | 田井中 勲 |
| 委員 | 4 | 保井 章 | 委員 | 13 | 福井 幸生 |
| 委員 | 5 | 林 廣美 | 委員 | 14 | 今井 百合 |
| 委員 | 6 | 伴 慎也 | 委員 | 16 | 寺田 勝典 |
| 委員 | 7 | 小倉 剛 | 委員 | 17 | 瀧井 和雄 |

5. 欠席委員 議席15番 川村 克己 委員

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席11番 田村 正弘 委員
議席12番 田井中 勲 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第145号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第146号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第147号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第148号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第149号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による甲賀農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第150号 令和5年度 甲賀市農業委員会事業計画について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

6) 報告事項

- 下限面積検討委員会報告事項
- 湖国女性農業委員・推進委員協議会報告事項
- 事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 大谷 茂 |
| 局次長 | 村田 浩司 |
| 局長補佐 | 福田 悟司 |
| 主事 | 澤山 昌宏 |

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席15番川村克己委員1名で、遅参、早退の届出はございません。よってただ今の出席委員は18名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席11番田村正弘委員と、議席12番田井中勲委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
最初に、議案第145号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
はじめに、3条調書、整理番号37について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第145号、整理番号37について説明します。議案書は2ページ、参考図は1ページ、2ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。
譲受人は利用権設定にて申請地を耕作されていますが、この申請のために、2月1日に解約をされているので、調書では自作としています。農地の所有権移転を考えていた譲渡人が、譲受人に依頼し、合意されました。譲受人は申請地にて引き続き水稻の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号37については、議席1番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号1番緩利です。
当該地は10年より昔から譲受人が依頼を受けて耕作をされていました。今般、譲渡人が自分も高齢になり、家族への負担のことも考えられ、土地を売却することで、譲受人も承諾され、今回の運びとなりました。以前より耕作されている農地であり、何ら問題はありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

- 議 長 続いて、区域番号23杉本推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。
- 事務局 譲受人は、地域の担い手として農地集約に取り組んでいます。今回の申請地は、長年耕作されている農地であり、今後も引き続き耕作されます。何ら問題はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号37について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、3条調書、整理番号37については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号38について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号38について説明します。議案書は3ページ、参考図は3ページ、4ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。
申請地は不耕作地で、隣接する農地の耕作に支障をきたしていることから、隣接農地の所有者である譲受人が、譲渡人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は申請地にて水稻の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 3条調書、整理番号38については、議席1番緩利委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号1番緩利です。
譲受人の隣の土地で、転作にも参加されず、放棄地の形で草だらけになっており、譲受人が耕作するうえでそれでは困るということで、耕作されないのであれ

ば譲ってほしいとの話を持って行かれ、承諾されることになり、今回の運びとなりました。申請について何の問題もないと思います。ご審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 続いて、区域番号23杉本推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 今回購入される農地は、譲受人の耕作地に隣接しています。不耕作地で管理が十分されておらず、雑草による耕作の支障もありましたが、今回購入し、耕作することにより、荒廃を防ぐことにもなります。譲受人は高齢ではありますが、後継者とともに経営に従事されており、将来的にも問題はないと考えます。ご審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号38について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、3条調書、整理番号38については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号39について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号39について説明します。議案書は3ページ、参考図は5ページ、6ページです。申請地は農業振興地域内の青地および白地農地です。

農地の処分を検討していた譲渡人と、農業の規模拡大を考えていた譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は申請地にて水稲及び野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、申請地の欠けたようになっているところは、譲受人の子が住宅用地とし

て農地転用許可を受け、分筆、取得した土地で、擁壁を設置し、盛土をされます。以上です。

議長 3条調書、整理番号39については、議席10番中島委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号10番中島です。

1月28日に現地を確認し、関係者から聞き取りを行いました。これまで水稲作付けされていた方も高齢で昨年いっぱい土地の返還を申し出られたため、今回、譲受人に話があり、購入することで話が決まりました。青地と白地農地の混在しているほ場です。土地の購入後は、譲受人が水稲と野菜を作付けされ、農地を守っていかれます。関係者の同意も得られており、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号35小林推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号35小林です。

昨年10月、娘夫婦が、道路沿いの農地を購入して、宅地に転用されましたが、奥の農地が残存しており、父親である譲受人が、引き続き稲作されます。申請地は、集落が進める土地改良事業には該当せず、農地利用最適化の推進には、問題ありません。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 **【質問等なしの声】**

議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号39について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号39については、許可とすることに決定いたします。

議案第145号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第146号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

4条調書、整理番号16については、議案第147号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」の5条調書、整理番号52及び整理番号53と関連がございますので、一括審議といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第146号、整理番号16と、議案第147号、整理番号52と整理番号53については関連するため一括して説明します。

議案書は 4条調書分は4ページ、5条調書分は6ページ、参考図は4条と5条をまとめています。7ページ、8ページ、土地利用計画図は9ページです。

申請地に農家住宅を建築するための申請で、建築主は、農業者である祖父と、農業者ではない孫の連名となっています。

申請については、4条の申請者、祖父が、所有する農地及び贈与にて取得する農地に農家住宅を建築する4条申請と5条申請、それと、孫が、祖父の所有地を使用貸借する5条申請の、3件となります。

申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請によると、実家近くに帰り、農業を手伝う孫と、その祖父が同居する農家住宅となっています。地盤改良、駐車スペース部分の擁壁撤去等の造成工事はありますが、敷地周囲の現状の擁壁を基本的にそのまま利用する計画で、周辺農地への土砂の流出を防止されます。雨水排水は、敷地内に設ける水路で柵に集水し、道路側溝に放流されます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金及び借り入れとされ、金融機関からの書面にて確認しています。

以上、農地法第4条第6項及び同法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 4条調書、整理番号15及び5条調書、整理番号52、整理番号53については、議席2番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番林田です。

4条調書、整理番号16は、祖父が申請人となっています。活用されるのは孫で、孫の家を新築されます。池本推進委員に5日に相談があり9日に現地を確認して、特に問題ないと判断しました。

それから5条調書52の件ですが少しばかりこの土地がかかるということで、申請があげられていますが、これは特に問題ないと判断しました。53は孫が新しく住居を建て、そこで同居されるということです。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号2池本推進委員、意見をお願いします。

- 担当推委 区域番号2池本です。
申請地は、孫が実家の隣接した農地に住宅を建てたいとのことで、土地改良事業等にも該当しませんし、また集落内の中で進められる農地利用等について問題、農地利用最適化推進にも支障がありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委員 【質問等なしの声】
- 議長 ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号16及び5条調書、整理番号52、整理番号53については、一括して採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。
よって、4条調書、整理番号16及び5条調書、整理番号52、整理番号53については、許可とすることに決定いたします。
- 議長 続きまして、4条調書、整理番号17について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第146号、整理番号17について説明します。議案書は5ページ、参考図は10ページ、11ページ、土地利用計画図は12ページです。
営農型太陽光発電設備の設置を目的とする、一時転用申請です。
申請者は、6年前に土地の有効利用を考え「再生エネルギー事業」を目的に、太陽光発電設備設置を申請され、営農型発電施設としての一時転用許可を受けており、今回は、新たに令和8年3月までの一時転用の申請を行われたものです。
前回までの申請では、パネル372枚、支柱104本とされていましたが、昨年の役員パトロールで、図面と現地とでパネル設置形状に相違がみられたことから事務局でも再確認したところ、パネルが372枚ではなく376枚、支柱が104本ではなく、108本あり、転用面積も支柱4本分増加しています。設置計画と施工との差異について、今後は、施工業者の確認だけでなく、申請者自身による確認を行い再発防止するとの書面が添付されています。申請地は、農業振興地域整備計画区域内の農用地区域内農地ですが、農林水産省 農村振興局長通知「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上

の取扱いについて」による施設であるため、農用地区域内農地でも要件を満たせば許可の要件を満たします。太陽光発電施設の下部では、柵を作付けされています。収量については、毎年、報告をされています。当初の計画では7年目から収穫を行うとされています。病虫被害や、水害等のため、植え替えを実施されたことから、植付け1年目、2年目のものなど、収穫がない株もありますが、生長が進んだ株については、当初見込みの収量となっています。現状では、害虫被害も抑えられています。今年度の役員パトロールの結果、改善対策の指示をすることとしています。支柱は金属杭の簡易な構造で、容易に撤去可能なものであることから、許可制度上の条件に適合したものとなっています。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。発電事業に関する経済産業省の認定については、パネル枚数に関する変更手続き中です。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 4条調書、整理番号17については、議席6番伴委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号6番伴です。

3回目の一時転用の申請で、本来なら昨年度ぐらいから一定量の柵の売り上げが報告されるはずですが、害虫と水害のため、若干取り落ちをしている株があります。申請人もよく種苗会社等に相談しながら、今後は新しい苗の植え替えを図っていかれます。1月20日に現地確認をしています。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号3徳地推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号3徳地です。

私もパトロールを毎月行って確認しているところですが、申請があったのは、継続事業ということで、周りの農地利用の最適化の推進には特に影響ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号17について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号17については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、4条調書、整理番号18について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号18について説明します。議案書は5ページ、参考図は13ページ、
14ページ、土地利用計画図は15ページです。

営農型太陽光発電設備の設置を目的とする、一時転用申請です。

申請者は、6年前に土地の有効利用を考え「再生エネルギー事業」を目的に、
太陽光発電設備設置を申請され、営農型発電施設としての一時転用許可を受けて
おり、今回は、新たに令和8年3月までの一時転用の申請を行われたものです。

前回の申請では、支柱158本とされていましたが、実際の施工は152本で
あり、転用面積は支柱6本分の減となります。設置計画と施工との差異につい
て、今後は、施工業者の確認だけでなく、申請者自身による確認を行い再発防止
するとの書面が添付されています。申請地は、第1種農地ですが、農林水産省
農村振興局長通知 「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての
農地転用許可制度上の取扱いについて」による施設であるため、第1種農地でも
要件を満たせば許可の要件を満たします。太陽光発電施設の下部では、柵を作付
けされています。収量については、毎年、報告をされています。当初の計画では
7年目から収穫を行うとされています。害虫被害等のため、植え替えを実施され
たことから、植付け1年目、2年目のものなど、収穫がない株もありますが、生
長が進んだ株については、当初見込みの収量となっています。現状では、害虫被
害も抑えられています。生育が悪い株については、土壌調査を検討されています
が、役員パトロールでは、改善対策の指示をすることとしています。支柱は金属
杭の簡易な構造で、容易に撤去可能なものであることから、許可制度上の条件に
適合したものとなっています。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られてお
ります。発電事業に関しては、経済産業省の認定済みです。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満た
していると判断しました。以上です。

議長 4条調書、整理番号18については、議席6番委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号6番件です。

先の整理番号17と同じ申請者です。6年前に柵を植えられ、先ほどの地区よ
りはかなり成長も早く、一部のところで、害虫被害にあっている箇所もあ
りますが、植え替え等しながら、販売実績も年々上がってきております。また継続事業

につき、よろしくお願いをいたします。ご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

議 長 続いて、区域番号4澤田推進委員、意見を願ひします。

担当推委 区域番号4澤田です。
営農型太陽光施設の継続申請ということで、柵を植えられ、販売もされています。周辺農地への影響もなく、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺ひします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号18について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号18については、許可とすることに決定いたします。
議案第146号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第147号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
5条調書、整理番号51について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第147号、整理番号51について説明します。議案書は6ページ、参考図は16ページ、17ページ、土地利用計画図は18ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請内容は、住宅を目的とする、農地の売買です。計画によると、木造平家建、建築面積126.69平方メートルの自己用専用住宅を建築されます。建蔽率は25.39パーセントです。区域内は全体的に盛土をされます。西側の市道との間の素掘り水路は可変側溝に変更され、北側の農地の排水機能を維持されます。農地との間、農地側には畔を設置し、敷地境界にはブロックを設置されます。また、南側の水路との間には擁壁を設置し、周辺への土砂の流出を防止されます。雨水は敷地

内に設置する水路で集水し、側溝へ放流処理されます。汚水は公共下水道へ放流処理されます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。

議 長 5条調書、整理番号51については、議席2番林委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番林です。

譲受人が実家の隣に家を建築されます。特に問題なく、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号2池本推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号2池本です。

両親の実家の隣に家を建築され、両親の面倒をみられるということです。集落の進める農地利用計画や土地改良事業など、農地利用最適化の推進には影響のないところです。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号51について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号51については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号52及び整理番号53につきましては、先ほど審議を終えておりますので、次の整理番号54について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号54について説明します。議案書は8ページ、参考図は19ページ、20ページ、土地利用計画図は21ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請内容は、太陽光発電施設を目的とする、農地の売買です。計画によると、太陽光パネル126枚、パワコン10台を設置されます。発電設備としての出力は49.5キロワットとなっています。土地造成は整地のみで、周囲には安全のため境界から1メートル程度内側にフェンスを設置されます。雨水排水は自然浸透及び既設排水路への放流とされます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。発電事業に関しては非FITでの売電目的であり、経済産業省の登録を受けた小売電気事業者との電気売買契約をされています。事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 5条調書、整理番号54については、議席6番伴委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号6番伴です。

申請地の周辺は、農地にかかる用水と排水に囲まれたところであり、ほかに影響を及ぼすようなところはありません。また、現地確認の際に、草刈等の条件を守る誓約書も提出されています。現地確認は徳地推進委員と1月10日に行っています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 続いて、区域番号3徳地推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号3徳地です。

1月10日に現地確認した結果、東、北、南は水路、西側は盛土された造成地で、周辺の農地に影響はなく、農地利用の最適化の推進には問題ありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号54について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号54については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号55について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号55について説明します。議案書は8ページ、参考図は22ページ、
23ページ、土地利用計画図は24ページです。申請地は、非線引き都市計画区域
内第3種農地です。

申請内容は、事業用多目的施設の建築を目的とする、農地の売買です。計画によ
ると、譲受人が営む事業の多角化を目的に、木材工房や、ヨガ、料理、書道等の各
種教室などに使用する多目的施設を建築されます。木造2階建てで、建築面積28
8平方メートル、建蔽率は38パーセントです。造成工事としては、道路高までの
盛土をされます。隣接農地との間には構造物を設置し、土砂の流出を防止されま
す。雨水排水は、敷地内に設ける水路で柵に集水し、道路側溝に放流されます。
汚水排水は、公共下水道へ放流処理されます。以上のことから、転用による周辺農
地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得ら
れております。また、事業に要する資金は自己資金 及び 借り入れ とされま
す。いずれも金融機関からの書面で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たし
ていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号55については、議席9番奥村委員、説明をお願いしま
す。

担当農委 議席番号9番奥村です。

令和5年2月12日、橋本推進委員と現地を確認しました。申請地は、白地農
地で、譲渡人が管理できなく、以前から譲受人に草刈等お願いされてきました。
譲受人は工務店を経営され、この度規模拡大されることとなり、話がまとまりま
した。周辺農地に被害はないと考えられることから、許可相当と判断いたしました。
ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号19橋本推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読さ
せます。

事務局 2月12日に奥村農業委員と現地確認を行いました。申請地は、東と南に道路があり、西には申請者の自宅敷地と面しており、北側には譲渡者の宅地と畑地に囲まれた土地であり、現在不耕作地となっているため、農業の振興や農地集積等に影響はなく、農地利用の適正化を推進するにあたり、問題はないと判断しますので、ご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号55について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号55については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、5条調書、整理番号56について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号56について説明します。議案書は8ページ、参考図は25ページ、26ページ、土地利用計画図は27ページです。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。

申請内容は、太陽光発電設備建設を目的とする、農地の売買です。申請地は第2種農地ですが、他の候補地と比較して用地選定を行われており、ほかに適当な代替地が見つからなかったことからやむを得ないと考えられます。計画によると、太陽光パネル592枚、パワコン4台と、キュービクルを設置されます。発電設備としての出力は200キロワットとなっています。敷地内での切土及び盛土により、東と西、土地利用計画では上側の区域と下側の区域の大きく2段の土地に造成されます。周囲の法面は、土砂が流出しないよう安定勾配にて仕上げられます。西側の区域、土地利用計画図では下側の区域が一段低くなっていて、調整池機能を兼ねています。雨水はこの調整池に集水し、既存水路へ放流されます。調整池を含む排水施設については、開発基準に基づき審査されています。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。なお、調整池の区域内に設置する設備は、冠水時の安全性を考慮したものとされます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。発電事業に関しては経済産業省の認定済みです。また、

事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例での開発申請手続き中であり、転用許可は、条例に基づく協定と同日付けとなります。以上です。

議 長 5条調書、整理番号56については、議席1番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号1番緩利です。

今回、甲賀市地域で3例目ぐらい太陽光発電の事業で、一生懸命候補地を探しておられ、この譲渡人の所有以外で適当な土地が他になく、申請に至りました。県道4号の付近ですが、東側からの光はほとんど当てにできず、西日の方だけで太陽光発電をされます。地目は田ですが、原野となっており、水の管理もできず、20年以上耕作されていない土地です。農地転用に際して、致し方のないと判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号23杉本推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 当該農地は、谷間の農地で湿地帯ため、農業放棄地となっています。隣接する農地は東の谷間にあり、今回の太陽光発電施設による影響はなく、農地利用の最適化の推進に支障はありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号56について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号56については、許可とすることに決定いたします。

また、許可については、「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」の協定の締結と

同時許可となります。

議長 続きまして、5条調書、整理番号57について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号57について説明します。議案書は9ページ、参考図は28ページ、
29ページ、土地利用計画図は30ページです。申請地は、市街化調整区域内の第
3種農地です。

申請内容は、自己用一戸建て専用住宅を目的とする、農地の使用貸借です。計画
によると、鉄骨造2階建て、建築面積60.07平方メートルの住宅を建築されま
す。申請地内には、自己の農業のための200平方メートル未満の許可不要の農地
転用により、建築面積55.89平方メートルの農業用倉庫が建築されています。
本申請は、この許可不要で転用されている区域を含めての農地転用申請となってい
ます。大きな造成工事はなく、現況地盤少しの切土程度の計画です。雨水排水は、
敷地内に設ける水路で柵に集水し、道路側溝に放流されます。汚水排水は公共下水
道への放流処理とされます。隣地に耕作されている農地はなく、転用による周辺農
地への被害はないと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られており
ます。また、事業に要する資金は自己資金及び借入れとされ、金融機関からの書
面にて確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たし
ていると判断しました。

なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可
と同日付けとなります。以上です。

議長 5条調書、整理番号57については、議席18番西田委員、説明をお願いしま
す。

担当農委 議席番号18番西田です。

譲渡人と譲受人は親子です。地図の右側ですが、道を隔てた右側が譲渡人であ
る両親が住んでおられる土地です。非常に近いところで、道を隔てた反対側に子
の家が建つこととなります。周辺には、耕作されている土地もなく、与える被害
もなく許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号27中村推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号27中村です。

申請地は、ほぼ建物に囲まれた一角にあります。転用に際し、何ら影響はない
と思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

- 議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 　【質問等なしの声】
- 議 長 　ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号57について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 　【挙手全員】
- 議 長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号57については、許可とすることに決定いたします。
なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。
- 議 長 　続きまして、5条調書、整理番号58について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 　5条調書、整理番号58について説明します。
本案件については、申請者により取り下げ書の提出がありましたので、「申請の取り下げ」として取り扱いたく、お願いいたします。
- 議 長 　ただ今、事務局より説明があった件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 　【質問等なしの声】
- 議 長 　ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号58については「取り下げ」として取扱います。
- 議 長 　続きまして、5条調書、整理番号59について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 　整理番号59について説明します。議案書は9ページ、参考図は34ページ、35ページ、土地利用計画図は36ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の準工業地域にあり、第3種農地です。
申請内容は、一般住宅を目的とする、農地の贈与です。計画によると、木造2階建て、建築面積69.57平方メートルの住宅を建築されます。建蔽率は31.9

パーセントです。申請地は、道路、宅地、水路に囲まれており、隣地に、耕作されている農地はないことから、転用による農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金及び借入れとされ、金融機関からの書面にて確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 5条調書、整理番号59については、議席16番寺田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号16番寺田です。

今回、祖父から孫への贈与です。祖母が亡くなって以来耕作されていません。譲渡人から見ればひ孫となりますが、令和6年から小学校に通われることで、どうしてもこの地区の小学校に通わせたいとのことで、申請されました。周辺農地もなく、何ら問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号42山本推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号42山本です。

1月30日に寺田委員と現地確認をしました。寺田農業委員の説明とおりで。特に問題はありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 **【質問等なしの声】**

議長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号59について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号59については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、5条調書、整理番号60について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号60について説明します。議案書は10ページ、参考図は37ページ、38ページ、土地利用計画図は39ページです。申請地は、都市計画区域外の第2種農地です。

申請内容は、車両の通行及び待避所を目的とする、農地の賃貸借です。申請地は第2種農地ですが、国道307号から施設へ向かう通路との交差点付近で、大型車両の安全な通行及び離合箇所として使用するため、やむを得ないと考えられます。申請地は、周囲を道路や通路に囲まれた土地です。道路、通路からは低い位置にあり、周辺と同程度までの盛土をされます。隣地に、耕作されている農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 5条調書、整理番号60については、議席19番、私、北田が説明いたします。

担当農委 この案件は、国道307号線沿いに接しております。申請地の道向かいにも農地があるのですが、もともとは、一連の農地でした。国道307号線の敷設の際に分断されたのが、今回の申請の土地です。現地確認は植西推進委員と予定があわず個々に行いました。この奥には、馬を調教する施設がありますが、国道への見通しや進入が困難でした。申請地を埋め立て、車両の通行や退避場として利用されれば、問題は解消されます。また、現場は、水もさることながら、周りに農地はなく、狭小な場所です。周辺農地に与える悪影響はなく、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号43植西推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号43植西です。

事務局並びに北田農業委員からの説明のとおりで、何ら問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号60について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号60については、許可とすることに決定いたします。
議案第147号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第148号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第148号について説明します。議案書は11ページからです。
今月の決定は2件です。12ページの利用権設定総括表をご覧ください。賃貸借権及び使用貸借権の設定の面積は7,580平方メートルです。
借り手、貸し手と、農地の所在、面積、期間等は、13ページの利用権設定等の明細のとおりです。借り手、農地台帳による経営状況は14ページのとおりです。
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、議案第148号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、議案第148号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をいたします。
議案第148号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第149号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による甲賀農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第149号について説明します。議案書は15ページからです。

また、対象地の位置、土地利用計画は別冊の資料のとおりです。

農用地区域内の農用地等の変更は、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に影響を及ぼさないこと等の要件について農業委員会の意見を聴くこととされています。

今回の変更は68件で、土地の所在・面積、変更の理由等については、17ページから26ページのとおりです。除外、編入とも、計画見直しについては、当該地域の区長、農事改良組合長、農業委員さんにおいても確認の上、申請されているものです。全体では26ページにあるように、除外が30万9,723平方メートル、編入が2万2,181平方メートルで、合計33万1,904平方メートルの計画変更です。除外について、農用地の条件に適合しないことから除外するものと、何らかの利用目的があり、やむを得ないとする除外の2種類があります。農用地条件に適合しない除外については、現地確認の上、判断されているので、利用目的のあるものについて、抽出して説明します。

まず、議案書17ページの番号12番、児童クラブの駐車場の予定地で、別冊資料は11ページからです。児童クラブの利用者の増加のため送迎用駐車場が不足しており、小学校の学習農地の一部を駐車場にする目的となっています。

次は、議案書18ページの番号16番、コンビニエンスストアの予定地で、別冊資料は17ページからです。自動車運転者の休憩施設としての沿道サービス施設として予定されています。

次は、同じく議案書18ページで、21番、ドローン飛行訓練場の予定地で、別冊資料は25ページからです。

次は、議案書19ページの23番と、議案書20ページの24番、土地区画整理事業の予定地で、別冊資料は32ページからです。

次は、議案書25ページで、51番、駐車場の予定地で、別冊資料は64ページからです。近接地の事業者の事業拡大に伴う用地拡大を予定されています。

農業振興地域整備計画の変更については、以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、議案第149号について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、議案第149号については、やむを得ない旨の通知をいたします。
議案第149号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第150号「令和5年度 甲賀市農業委員会事業計画について」を議題といたします。
活動方針作成委員会、寺田委員長より説明をお願いします。

寺田委員長 去る2月20日に委員会を開催し、令和5年度甲賀市農業委員会事業計画を審議し取りまとめました。これまでは3年間を期間とする農業委員活動方針がありましたが、次年度より、毎年度に具体的な活動掲げる事業計画を策定することとしました。計画の内容については、事務局から説明いただきますので、よろしく申し上げます。

事務局 議案書は28ページ、29ページです。

今までは年度の計画については、農地パトロール計画がありましたが、こうした具体的な単年度での計画ありませんでした。そこで、農地パトロール計画とその他計画を組み込み、今年度の計画を設定することで、委員会に諮り、決定をいただきました。

内容については、1.基本方針として、農業委員会の取り組みの基本方針である農業生産力の発展・農業計画の合理化を図り、農業者の生活向上に寄与するための諸施策を推進するとともに、列記しています、農業委員会に関する法律その他関係法令に基づき、任務を適正に遂行し、積極的な活動を展開していくというのが基本的な方針です。

2.重点事業は、7点を重点事業として、令和5年度は取り組んでいくとするものです。農地法の適正な執行、農地利用の最適化に向けた3点。農業者年金制度の周知徹底と加入推進。広報についても、農業委員会だよりだけでなく、ホームページや市広報紙面の掲載も活用しながら、農業委員会の活動も情報として広く周知し、委員皆様の活動を周知していこうとするものです。また、平成28年法改正以降、農業委員会の体制の検証というのも、令和5年度にしていく必要があると考えています。

3.会議の開催は、特に(4)にあります専門委員会について、既存の専門委員会の活動や必要に応じて専門委員会を設立し、さまざまな面から農業委員会の事業運営を円滑に図っていこうとするものです。以上です。

議長 ただ今、寺田委員長並びに事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、議案第150号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
議案第150号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件に入ります。
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求め
ます。

事 務 局 報告します。調書は30ページ、参考図は40ページから43ページです。
今月は、農地法第5条の届出が4件です。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。

議 長 続きまして、報告事項に入ります。
まず、**報告事項1「専門委員会報告」**として、「**下限面積検討委員会**」から、伴
委員長お願いします。

伴委員長 ・下限面積要件廃止について

議 長 続きまして、「**広報編集委員会**」から、福井委員長お願いします。

福井委員長 ・「農業委員会だより第36号」の発行

議 長 続きまして、「**湖国女性農業・推進委員協議会**」から、奥村委員お願いします。

奥村委員 ・女性の農業委員会活動推進シンポジウム（3月9日）

議 長 続きまして、**報告事項2「事務局報告事項」**について、お願いします。

事 務 局 ・滋賀県農業会議 常設審議委員会の結果
・経過と予定

・農地利用集積計画に係る利用権設定期間満了報告

議 長 報告事項は以上です。
ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。

甲賀市農業委員会総会会議規則第21条第2項の規定により署名する

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____